

原油・原材料価格の高騰に係る下請中小企業対策の実施について

平成20年8月29日
経 済 産 業 省

原油・原材料価格が高騰する中、下請中小企業は価格転嫁が困難であり、収益が圧迫されているため、早急に対応することから対応するとの大臣指示に基づき、「原油・原材料価格高騰に係る下請中小企業向け追加対策」を8月5日に発表し、全国の各経済産業局及び下請かけこみ寺本部における平日の相談時間の延長等、順次実施してきているところである。

さらに同追加対策を盛り込んだ形で「安心実現のための総合対策」が本日決定されたところであるが、同対策のうち次の項目について本日から実施する。

買いたたきの具体的内容の明示

原油・原材料価格高騰時において、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請代金法」という。）第4条第1項第5号において禁止されている買いたたきの具体的内容を明示した大臣通達文書を、事業者団体（約600の親事業者及び下請事業者団体）に発出し、親事業者及び下請事業者双方に周知を図る。

また、全国の自治体にも同通達文書を送付し、下請事業者からの相談に適切に対応できるようにするとともに、9月に行う下請代金法に基づく調査の対象となる親事業者（約13,000社の製造業者）にも同通達文書を送付し、周知を図る。

特別事情聴取の実施

下請代金法に基づく検査の結果、同様の指摘を2回連続で受けている親事業者、下請代金法に基づき中小企業庁に提出する調査票や改善指導報告書を未提出である親事業者に対し、第一弾の特別事情聴取を実施し、親事業者の法令遵守を促す。

特別立入検査の実施

原油・原材料の価格高騰の影響が強い業種に属する約100の親事業者に対し、下請代金法において禁止されている買いたたきが行われていないかなどをチェックする特別立入検査を実施する。